

<別紙 2>

介護予防通所リハビリテーションについて
(令和4年10月1日現在)

1. 介護保険証の確認

介護予防通所リハビリテーションは、要支援認定をお受けになった方にご利用頂くことが出来ます。ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 介護予防通所リハビリテーションの概要

介護予防通所リハビリテーションは、要支援者の家庭等での生活を継続させるために立案された介護予防サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話を行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、介護予防通所リハビリテーション計画が作成されますが、その際、利用者・利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金

(1) 基本料金

介護保険1割負担分（要介護認定による要支援の程度によって利用料が異なります。以下は1月当たりの自己負担分です）

※一定以上の所得のある65歳以上の方は利用者負担が規定割合になります。

	項 目	月 額	
基本	要 支 援 1	2,053円	※利用を開始した月から12月を超えた場合は2,033円となります。
	要 支 援 2	3,999円	※利用を開始した月から12月を超えた場合は3,959円となります。

※新型コロナウイルス感染症に対応する為の特例的な評価として令和3年9月末までの間、上記基本料金に0.1%上乘せさせていただきます。

	項 目	金 額	備 考
加 算	生活行為向上リハビリテーション実施加算	562円/月	生活行為の内容の充実を図るための目標を踏まえたリハビリテーション実施計画を定め、リハビリテーションを計画的に行った場合
	運動機能向上加算	225円/月	運動器の機能向上を目的として、運動機能向上計画を作成し、運動機能向上サービスを提供した場合
	栄養アセスメント加算	50円/月	管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメントを行い、利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出した場合 ※口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)及び栄養改善加算との併算定不可
	栄 養 改 善 加 算	200円/月	低栄養状態の改善を目的として、栄養ケア計画を作成し、栄養改善サービスを行った場合 ※口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)及び栄養アセスメント加算との併算定不可
	口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	20円/回	利用者の口腔の状態及び栄養状態の確認を行い、栄養状態に関する情報を担当する介護支援専門員に提供した場合 ※栄養アセスメント加算、栄養改善加算及び口腔機能向上加算との併算定不可。※(Ⅰ)と(Ⅱ)は併算定不可
	口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	5円/回	利用者の口腔の状態と栄養状態のいずれかの確認を行い、栄養状態に関する情報を担当する介護支援専門員に提供した場合 ※栄養アセスメント加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定しており加算(Ⅰ)を算定できない場合にのみ算定可能。 (Ⅰ)と(Ⅱ)は併算定不可
	口腔機能向上加算(Ⅰ)	150円/回	口腔機能の低下が認められる状態、又は口腔機能が低下する恐れがある利用者に対し、口腔機能改善管理指導計画を作成し、指導を行った場合※(Ⅰ)と(Ⅱ)は併算定不可

	項 目	金 額	備 考
--	-----	-----	-----

加 算	口腔機能向上加算（Ⅱ）	160円／回	口腔機能が低下が認められる状態、又は口腔機能が低下する恐れがある利用者に対し、口腔機能改善管理指導計画を作成し、指導を行った場合。又、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出した場合※（Ⅰ）と（Ⅱ）は併算定不可	
	科学的介護推進体制加算	40円／月	利用者ごとの心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出している場合	
	選択的サービス複数実施加算（Ⅰ）	480円／月	運動機能向上加算と栄養改善加算と口腔機能向上加算のうち2つを実施することにより、心身機能の改善効果を高め、サービスを効果的に提供した場合	
	選択的サービス複数実施加算（Ⅱ）	700円／月	運動機能向上加算と栄養改善加算と口腔機能向上加算全てを実施することにより、心身機能の改善効果を高め、サービスを効果的に提供した場合	
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	88円／月	要支援1	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の70以上、勤続10年以上の職員が占める割合が100分の25以上の場合
		176円／月	要支援2	
	若年性認知症利用者受入加算	240円／月	若年性認知症利用者に対して利用者ごとに個別の担当者を定め、介護予防通所リハビリテーションを行った場合	
	介護職員処遇改善加算	合計単位数 ×4.7%	処遇改善等の仕組み作りや介護職員処遇改善を実施している施設が、利用者に対してサービスを行った場合	
	介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	合計単位数 ×2.0%	処遇改善等の仕組み作りや介護職員等の賃金の改善等を実施している施設が、利用者に対してサービスを行った場合	
介護職員等ベースアップ等支援加算	合計単位数 ×1.0%	処遇改善等の仕組み作りや介護職員等の賃金のベースアップ等を支援している施設が、利用者に対してサービスを行った場合		

(2) その他の料金

項 目	金 額	備 考
食 費	610円	1日につき（利用時間帯によっては、提供できないことがあります）
日用品費（入浴有）	102円	シャンプー、リンス、トリートメント、ボディソープ 洗顔フォーム、タオル、保湿クリーム おしぼり、ペーパータオル、ハンドソープ
日用品費（入浴無）	51円	保湿クリーム、おしぼり、ペーパータオル、ハンドソープ
教 養 娛 楽 費	実 費	クラブ活動の材料等
お む つ 代	実 費	